

中小法人・個人事業者のための

一 時 支 援 金

緊急事態宣言の影響緩和

申請要領

主たる収入を雑所得・給与所得で
確定申告した個人事業者向け

2021年3月1日

一時支援金事務局

- ※申請の前に、登録確認機関で、事前確認を受けてください。
- ※申請受付開始までに更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

はじめに

一時支援金とは？

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う**飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者**に対して、**緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間**における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、**事業全般に広く使える一時支援金**を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

一時支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の（1）および（2）に該当することの確認を受ける必要があります。

- （1）事業を実施していること
- （2）給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください。 (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

給付額

給付額 = 2019年又は2020年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額

— (2019年又は2020年同月比▲50%となっている2021年対象月の業務委託契約等収入×3ヶ月)

※個人事業者等は**30万円**が上限額です。

本申請要領は、フリーランスを含む個人事業者の方で、**雇用契約によらない、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入を、**主たる**収入として、税務上の**雑所得又は給与所得**で確定申告をしている方向けです。

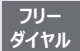
※確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「**一時支援金申請要領（個人事業者等向け）**」に従って申請を行って下さい。

<給付対象外の方の一例>

- 確定申告書上で、事業所得で確定申告をした方
(**一時支援金申請要領（個人事業者等向け）**に従って申請を行って下さい。)
- 被雇用者（会社等に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。））の方
- 被扶養者の方

※上記に該当しない方でも、暗号資産（仮想通貨）の売買収入、役員報酬など、事業活動によらない収入については給付額算定の対象外になります。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口  **0120-211-240**

[IP 電話専用回線] 03-6629-0479

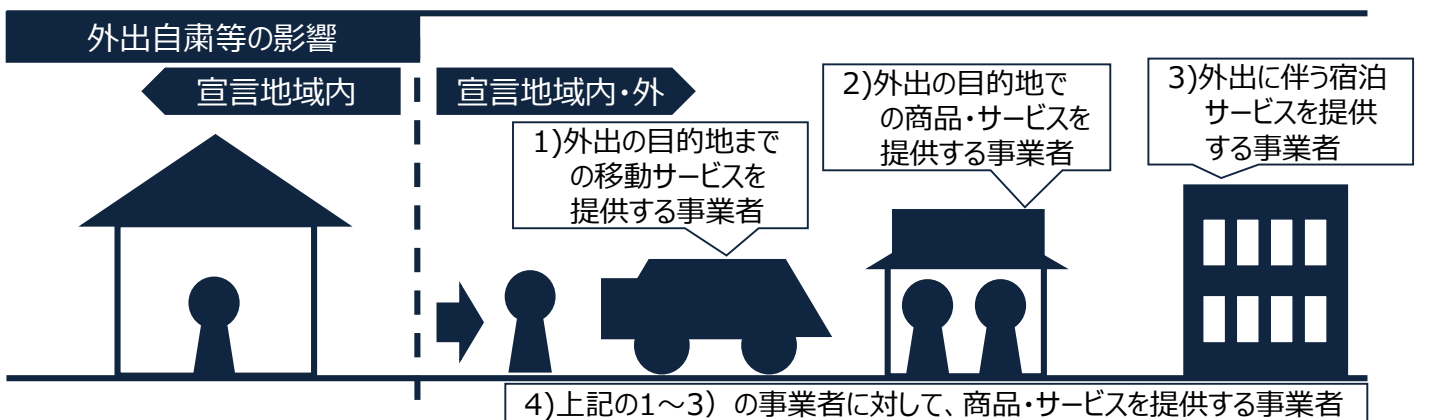
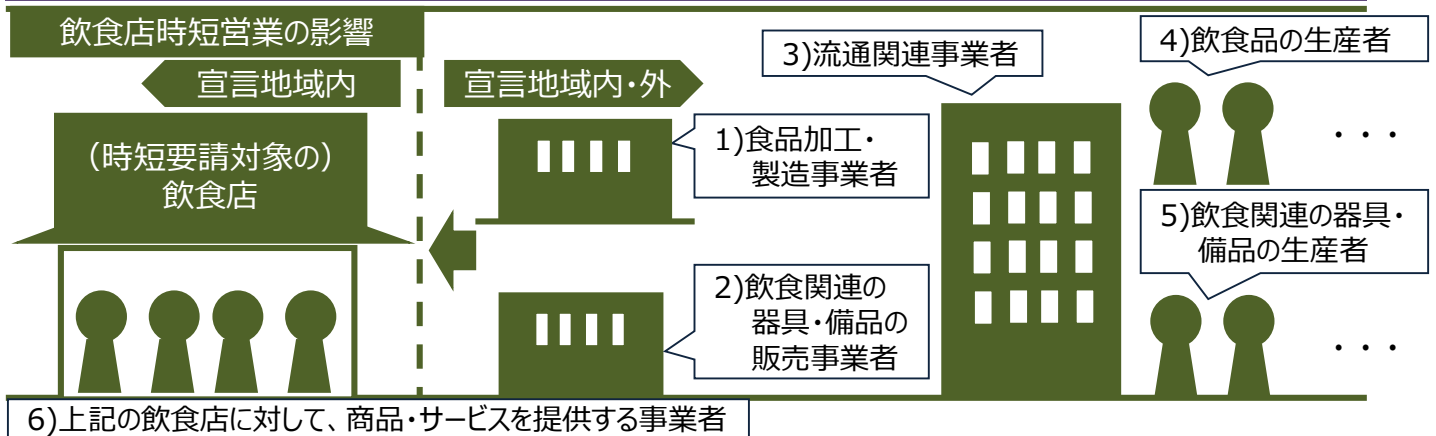
営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

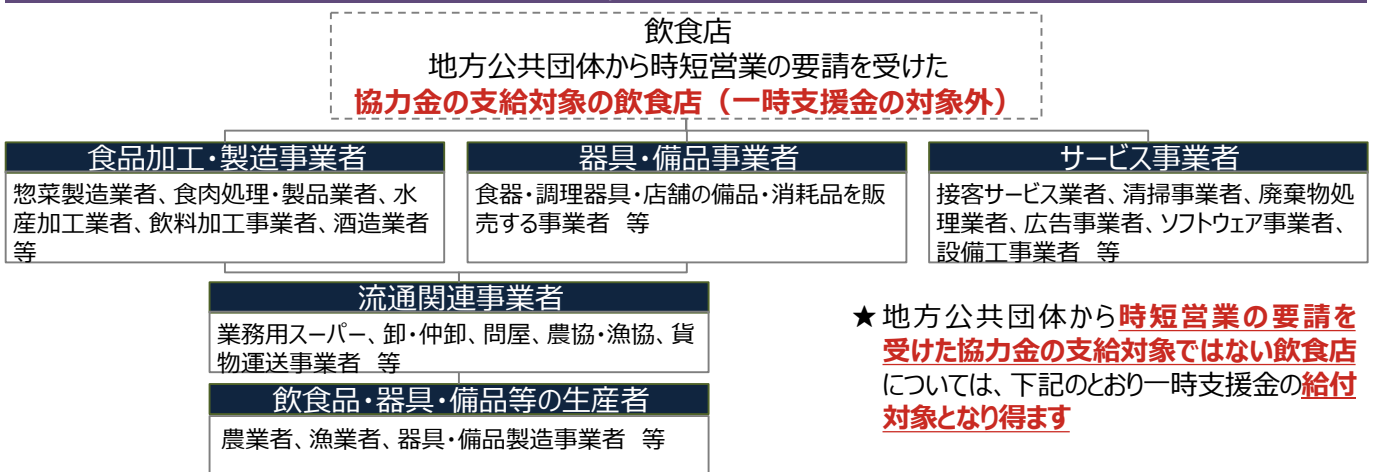
「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

前提① (給付対象について)

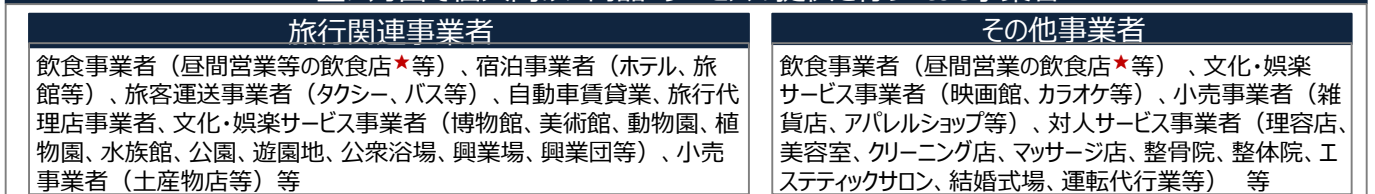
給付対象者のイメージ



給付対象となり得る事業者の具体例



主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者



上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

前提②（保存資料について）

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店時短営業の影響関係

	申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A)	全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none"> 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引※¹を示す「帳簿書類、通帳」。
(B)	宣言地域内	間取引	<ul style="list-style-type: none"> ※¹「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）
(C)	宣言地域外		<ul style="list-style-type: none"> 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」。（上記(A)、(B)と同様） 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通事業者である、又は②宣言地域内に所在する同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ※² ※² 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）

外出自粛等の影響関係

	申請者所在地	事業	申請者所在地
(A)	宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類、通帳」及び「商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書・登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B)	宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> (A)に求める保存書類 所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※²であると分かるRESAS等の統計データ ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C)	全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」 宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は、自ら実施した顧客調査の結果（＝対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）
(D)	全国	直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類。 上記販売・提供先と反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」。
(E)		販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」。 加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

※ **協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店**については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

概略①（申請から給付までの流れ）

申請から給付までの流れ

申請ID の発番

1

一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金

検索

一時支援金の申請用HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

2

仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

事前 確認

4

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する
※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください
<https://ichijishienkin.go.jp/>

5

登録確認機関の確認を受ける

一時 支援金 の申請

6

[マイページ]にて

● 基本情報
基本情報と、
ご連絡先

● 売上額
入力すると、申請金額を
自動計算

● 口座情報
【通帳の写し】を
アップロード

を入力

7

必要書類を添付 ● 確定申告書類の控え
● 売上減少となった月の売上台帳等の写し
● 国民健康保険証の写し
● 本人確認書類の写し
● 業務委託契約等収入があることを示す書類 など

※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影下さい）

一時支援金の申請

一時支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略① (申請のうち本登録の流れ)

宣誓・同意事項のチェック 一時支援金給付規程(以下「給付規程」という) 第9条の規定に基づく

- ✓ (1) 給付要件を満たしていること
- ✓ (2) 給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- ✓ (3) 給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- ✓ (4) 一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- ✓ (5) 給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること
- ✓ (6) 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- ✓ (7) 事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記(5)で保存している情報を速やかに提出すること
- ✓ (8) 事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が給付規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- ✓ (9) 無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- ✓ (10) 提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があること
- ✓ (11) 給付規程に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

申請フォームの入力

収入等の情報

- 2019年1月から2021年3月までの毎月の月間業務委託契約等収入
※2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。
- ※2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月より前の月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。
- ※白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合など、月次の月間業務委託契約等収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。

添付資料

- ① 確定申告書類
・2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え
※確定申告書第一表の控えには、**收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。**
※e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知(メール詳細)**」を添付すること。
- ② 雑所得・給与と所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等
(**2021年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること**)
※売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。
- ③ 給付規程別表5に定める業務委託契約等収入があることを示す書類
- ④ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

口座情報・その他添付し資料等

- 金融機関名 ● 金融機関コード ● 口座名義人
- 支店名 ● 支店コード
- 種別(普通・当座) ● 口座番号

添付資料

- ① 申請者本人名義の口座通帳の写し
- ② 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
(a) 運転免許証(両面)
(b) 個人番号カード(オモテ面のみ)
(c) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
(d) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面。在留資格が特別永住者のものに限る。)
※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
(a)~(d)を保有していない場合には、(e)又は(f)いずれかの組み合わせで代替することができる
(e) 住民票の写し及びパスポートの両方
(f) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方
- ③ 宣誓・同意書
※申請者本人の自署が必要となります。
- ④ 2019~2021年の各年1~3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先

一時支援金 申請の手続

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

1.申請の要件を確認する①（給付対象者・不給付要件）

給付対象者

一時支援金の申請者は、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で**地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること**、又は**宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**により、**2021年1月から3月までの期間（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の業務委託契約等収入が2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した者**であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記の（1）～（4）の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) **2019年以前**から、**雇用契約によらない業務委託契約等に基づく**事業活動からの収入であって、税務上、**雑所得又は給与所得の収入**として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を**主たる収入**として得ており（*1）、今後も事業を継続する意思があること。

*1 詳細はP.10を参照下さい。

- (2) **対象期間内に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年**（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「**基準年**」という。）の**月平均の業務委託契約等収入**（基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したものをいう。）と比べて、**緊急事態宣言影響により業務委託契約等収入が50%以上減少した月**（以下「**雑所得・給与所得候補月**」という。）が存在すること。

※ 申請者が一時支援金の給付の申請に際し雑所得・給与所得候補月の中から任意に特定して申告する月を「**雑所得・給与所得対象月**」という。

※ 雑所得・給与所得候補月への該当性を判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い申請者に支払われる協力金等の現金給付を受けている年及び月については、当該現金給付を除いて事業収入の金額を算出するものとする。

- (3) 2019年以前から、**被雇用者**（*2）**又は被扶養者**（*3）ではないこと。

*2 会社等に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）をいう。

*3 家族等の収入で生計を維持されている方をいう。

- (4) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「**事業**」欄に**記載がないこと（又は「0円」）**。

※ 確定申告書第一表の「収入金額等」の「**事業**」欄に**記載がある方は対象外**です。
一時支援金申請要領（個人事業者等向け）に従って申請して下さい。

注：一時支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）

1.申請の要件を確認する②（給付対象者・不給付要件）

不給付要件

下記の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （1）一時支援金の給付通知を受け取った者
- （2）国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- （4）政治団体
- （5）宗教上の組織又は団体
- （6）地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
- （7）（1）～（6）に掲げる者のほか、一時支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断する者

※ 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

1.申請の要件を確認する (業務委託契約等収入)

業務委託契約等収入

(1) 業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

- ① 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること。
- ② 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものであること。

※ その全部又は一部について、事務局に提出する証拠書類等により、事業活動によるものであることを示す必要があります。

(2) 「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。

- ① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄（以下の図の㊸、㊹又は㊺）に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（㊸～㊺）の中で最も大きいこと。
- ② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

※ ㊸、㊹又は㊺欄に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算（ただし、事業活動以外からの収入は差し引く。）して基準年の年間業務委託契約等収入とします。

※ ただし、「事業収入」（以下の図の㊻又は㊼）がある場合には対象外ですので、「申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

■ 確定申告書第一表（B様式）

事業収入の欄に記載がある（「0円」ではない）方は対象外です。「一時支援金給付金申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

「収入金額等」の「給与」(㊸)、「雑 業務」(㊹)、「雑 その他」(㊺)のみ対象。㊸～㊺の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

※ A様式の場合、一部項目が申告書にありませんが、同様の基準で考えます。

1.申請の要件を確認する（申請期間・方法）

申請期間・方法

(1)申請期間

一時支援金の申請期間は、**令和3年3月8日から令和3年5月31日**までです。

ただし、**特例**を用いる申請期間は、**令和3年3月19日（予定）から令和3年5月31日**までです。

(2)申請方法

一時支援金の申請用HP（<https://ichijishienkin.go.jp/>）からの電子申請。

（電子申請の詳細はP.15～を参照して下さい。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請して下さい。

■入力必須事項

■入力必須事項

- ① 屋号・雅号
- ② 業種
- ③ 事業内容（飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号）
- ④ 職業
- ⑤ 申請者住所（申請者住所と事務所所在地が異なる場合は、申請者情報及び事務所所在地）
- ⑥ 申請者氏名
- ⑦ 生年月日
- ⑧ 連絡先
- ⑨ 基準年
- ⑩ 雑所得・給与所得対象月
- ⑪ 2019年1月から2021年3月までの毎月の法定帳簿に対応した業務委託契約等収入
 - ※ 2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の業務委託契約等収入の入力は任意です。
 - ※ 2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の業務委託契約等収入の入力は任意です。
 - ※ 白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合など、月次の月間業務委託契約等収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。
- ⑫ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- (ア) 2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え等
 - (イ) 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等
 - (ウ) 業務委託契約等収入があることを示す書類（P.27参照）
 - (エ) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
 - (オ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
 - (カ) 本人確認書類（P.24参照）
 - (キ) 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書（以下「宣誓・同意書」という）
 - (ク) 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類
 - (ケ) その他事務局等が必要と認める書類
- ※ (ア) について、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。
なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。
ただし、收受日付印（受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合はP.20をご覧ください。
- ※ (イ) について、売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入を確認できる他の書類によることも可能とする。
- ※ (カ) について、事務局が定める様式で提出してください。
- ※ (キ) について、宣誓・同意書には**申請者本人の自署**が必要となります。

1.申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

宣誓・同意事項

給付規程第9条の規定に基づき、次の（1）から（4）までのいずれにも宣誓し、次の（5）から（11）までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

※ 宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

● 宣誓・同意事項

（1）給付要件を満たしていること

※一時支援金の趣旨・目的に基づき、**売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要**であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合**や法人成り又は事業承継の直後など、**（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないこと**により対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさない。

（2）給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと

（3）給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

（4）一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

（5）給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

（6）飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

（7）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記（5）で保存している情報を速やかに提出すること

（8）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

（9）給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

（10）提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があること

（11）給付規程に従うこと

1.申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

給付額の算定方法

一時支援金の給付額は、**30万円を超えない範囲**で、**2019年又は2020年**（基準年）の年間業務委託契約等収入を4で除して得た額から**雑所得・給与所得対象月（※）の業務委託契約等収入に3を乗じて得た額を差し引いたもの**とする。

※ 基準年の月平均の業務委託契約等収入（基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したものと）と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月を【**雑所得・給与所得候補月**】と呼び、雑所得・給与所得候補月から任意に選択したひと月を【**雑所得・給与所得対象月**】と呼びます。

■ 給付額の算定式

S：給付額（上限30万円）

A：基準年の**年間業務委託契約等収入**

B：雑所得・給与所得**対象月**の業務委託契約等収入

$$S = A \div 4 - B \times 3$$

給付の上限は**30万円**となります。

1.申請の要件を確認する (算定例)

給付額の算定例

給付金額の算定例1) **基準年を2019年**とする場合

2019年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2020年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2021年	1月	2月	3月	
	20	40	40	

2019年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額：180万円

2019年の月平均の業務委託契約等収入：60万円

2021年1月の月間業務委託契約等収入：20万円

※2019年の月平均の業務委託契約等収入が60万円（720万円÷12）に対して、
2021年1月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、
2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円 × 3

120万円 > 30万円（上限額）

給付額30万円

給付金額の算定例2) **基準年を2020年**とする場合

2019年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2020年	3か月間の業務委託契約等収入の合計			年間の業務委託契約等収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2021年	1月	2月	3月	
	20	40		

2020年の年間業務委託契約等収入を4で除した金額：180万円

2020年の月平均の業務委託契約等収入：60万円

2021年1月の月間業務委託契約等収入：20万円

※2020年の月平均の業務委託契約等収入が60万円（720万円÷12）、
2021年1月の月間業務委託契約等収入が20万円であり、
2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円 × 3

120万円 > 30万円（上限額）

給付額30万円

一時支援金 申請の手続

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

2.申請する（基本情報・口座情報の入力）

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください。ない場合、入力は不要です
②	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください（申請画面で選択式）
③	事業内容	事業内容を入力してください。 飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力してください
④	職業	職業を入力してください
⑤	申請者住所	本人確認書類と同じ郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください
⑥	事務所所在地	事務所の郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください ※ ⑤と同じ場合は入力不要
⑦	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑧	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑨	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑩	申請者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑪	基準年	2019年又は2020年を入力してください(申請画面で選択式)
⑫	雑所得・給与所得対象月	雑所得・給与所得対象月を入力してください
⑬	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間業務委託契約等収入	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間業務委託契約等収入を入力してください ※2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。 ※2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。 ※白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合など、月次の月間業務委託契約等収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間業務委託契約等収入の入力は任意です。
⑭	収入に関する情報	確定申告書に基づき、基準年の収入に関する情報を入力してください

※ 申請者住所、事務所所在地どちらも入力された場合、事務局からの郵送による通知は申請者住所宛てに送付します。

口座情報の入力

①	金融機関名	金融機関名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金又は当座預金を入力してください
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	申請者名と一致するもの

※ 口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2.申請する（証拠書類等の添付）

証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の8種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れる**よう鮮明な写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え 2020年分の確定申告書第一表の控え 	P.18～20
②	雑所得・給与所得対象月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等 	P.21
③	国民健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の国民健康保険証の写し 	P.22
④	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 	P.23
⑤	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し 	P.24
⑥	宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 申請者本人が自署したものが必要となります 	P.25
⑦	2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 ※ 事務局が定める様式で提出してください。 	P.26
⑧	業務委託契約等収入があることを示す書類（①の収入が業務委託契約等収入であることを示すもの）	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約書 支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写し 通帳の写し 等 	P.27～32

【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です（P.18）。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です（P.19）。

【例外】

ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です（P.20）。



納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁\(e-TAX\)のHP](https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。

(https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する (証拠書類等の添付①-1確定申告書)

①-1 確定申告書類 (計2枚)

下記の書類について、2019年及び2020年分を提出して下さい

- 確定申告書第一表の控え (2枚)

※ 收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていること。

- 確定申告書第一表 (2枚)

事業収入の欄に記載がある(「0円」でない)方は対象外です。「一時支援金給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請して下さい。

「収入金額等」の「給与」、「雑業務」、「雑その他」のみ対象

※ e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付する必要があります(P.19)。

※ 確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印(受付日時の印字)がない場合、P.20を参照して下さい。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する (証拠書類等の添付①-3 例外)

①-3 確定申告書類 收受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合

■ 納税証明書 (その2所得金額用) (2枚) (2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

收受日付印(受付日時)の印字) または受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。

注: 納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい(請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。)。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



■ 確定申告書第一表 (2枚)

(2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

※ 納税証明書と併せて提出する場合、
收受日付印(受付日時)の印字) は不要です

※ 「收受日付印等」および「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付④通帳の写し）

④通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しを提出してください。

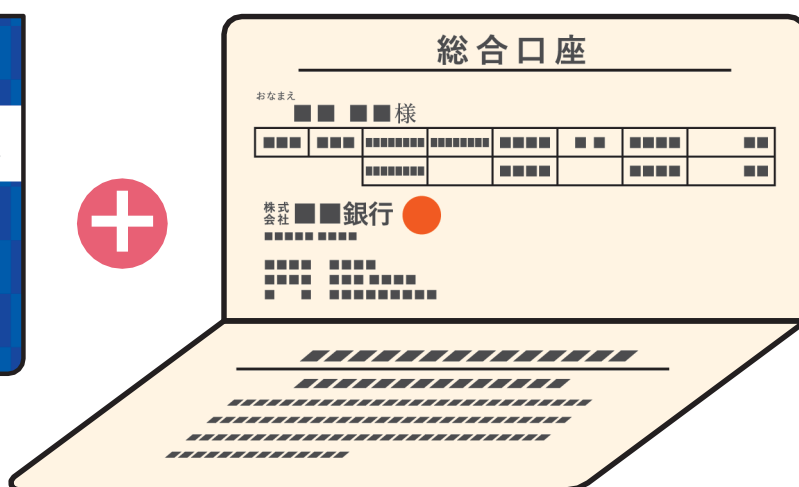
金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

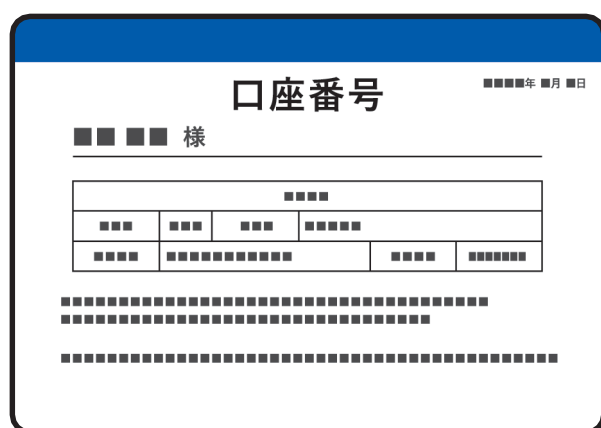
●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子手帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する (証拠書類等の添付⑤本人確認書類)

⑤ 本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

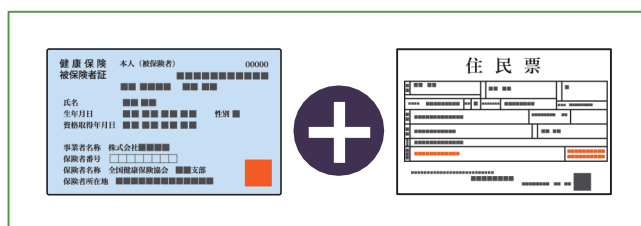
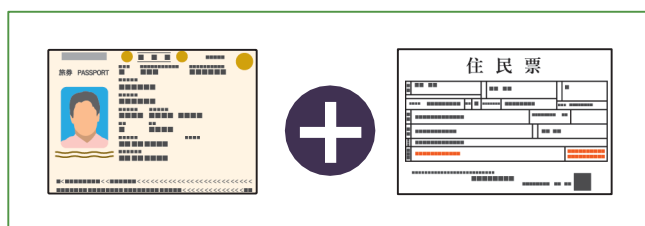
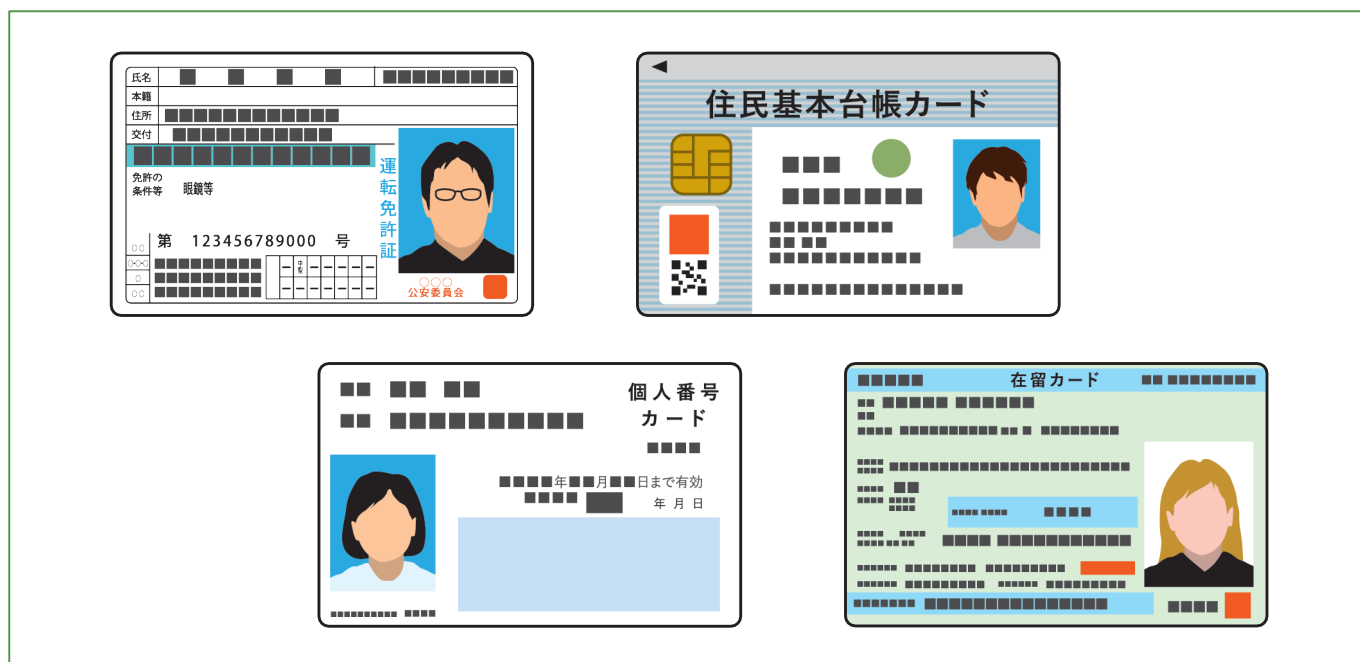
- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）

※在留の資格が特別永住者のものに限る。

※いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、**申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限る。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- (6) 住民票の控え及び各種健康保険証の両方



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付⑥宣誓・同意書）

⑥宣誓・同意書

給付規程により様式が定められた宣誓・同意書を提出してください。

※ 宣誓・同意書には**申請者本人の自署**が必要となります。

(様式1)

宣誓・同意書

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程（以下「本給付規程」という。）第9条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から11までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、一時支援金の給付を受けていない場合は一時支援金の給付を受けることを辞退し、既に一時支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

1. 本給付規程に定める給付要件を満たしていること
※2021年1月、2月又は3月の事業収入が、緊急事態宣言影響により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第8条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。
※一時支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、その趣旨・目的が妥当しない理由により、対象月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合、例えば、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整、法人成り又は事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合は、給付要件を満たさない。
2. 本給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入の額を偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。
3. 本給付規程の別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
4. 一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5. 本給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること
※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
6. 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
7. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
8. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
9. 本給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、本給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
10. 提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び一時支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報等が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
11. 本給付規程に従うこと

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

宣誓・同意した
日付を記載

申請者本人の
自署

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付⑦取引先一覧）

⑦取引先一覧

2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名、連絡先が確認できる書類（**事務局が定める様式**）を提出してください。

※顧客が個人事業者等でない個人の場合は、提出を省略できます。

一時支援金に係る取引先情報一覧（個人事業者等向け）	
年 月 日	
一時支援金事務局 殿	
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第7条第3項第2号（ウ）の情報について、以下のとおり提出します。	
1. 申請者情報	
氏名	屋号・雅号
住所	電話番号
2. 申請者の該当区分	
該当する緊急事態宣言の影響について、以下の①～③から選択してチェックを付けてください。複数の項目を選択することも可能です。なお、③のみ選択した場合は、次の3.の記入は不要です。	
<input type="checkbox"/> ①緊急事態宣言 ¹ の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い協力金 ² の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引がある。 <input type="checkbox"/> ②宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者との取引がある。 <input type="checkbox"/> ③宣言地域の個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っている。	
3. 取引先情報（法人の場合は法人番号必須/該当する取引先が1者のみの期間は1者のみの記載で可）	
(1) 2019年1～3月において、2.の①又は②に該当する取引を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）	
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地
(2) 2020年1～3月において、2.の①又は②に該当する取引を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）	
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地
¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のことをいう。 ² 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金に限る。	

(3) 2021年1～3月において、2.の①又は②に該当する取引を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）	
※緊急事態宣言の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。	
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地
法人番号	電話番号
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する (証拠書類等の添付⑧業務委託契約等収入があることを示す書類)

⑧ 業務委託契約等収入があることを示す書類

■ **基準年（2019年又は2020年）の収入が業務委託契約書等収入であることを示す書類**として下記の①～③の3種類の書類の中から**いずれか2つの書類（詳細は次ページ）**の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する①～③の書類を提出いただければ問題ありません。

※ スキャン画像だけでなく、スマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。

※ いずれの書類も、**基準年（2019年又は2020年）中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたもの**に限ります。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。

	業務委託契約等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容	参照
①	一時支援金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者との業務委託契約等の契約書	P.29
	業務委託契約書等	・報酬支払者と契約があったことを証する書類	P.30
②	支払調書（基準年分）	・支払者が発行したもの	P.31
	源泉徴収票（基準年分）	・支払者が発行したもの ※①との組み合わせが必須	
	支払明細書	・支払者の署名のあるもの	
③	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分	P.32

① 一時支援金業務委託契約等契約申立書又は業務委託契約書等

①-1【一時支援金業務委託契約等契約申立書】

（事務局が定める様式）申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約を締結した当事者の署名があるもの。

①-2【業務委託契約書等】

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書（**全てのページ**）で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名があるもの。

② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し

②-1【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票（お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。）

②-2【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書（様式は問いません。ただし、支払者の署名のあるものに限ります。署名は事後的に追加いただいても構いません。）

③ 通帳の写し

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳。
（申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ（該当箇所が分かるようにマーカーなどで印をつけて下さい）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（業務委託契約等収入があることを示す書類の一覧）

業務委託契約等収入があることを示す書類組み合わせ表

「業務委託契約等収入があることを示す書類」については、以下の組み合わせでご提出いただくことができます。

（例：1つめの書類として、「業務委託契約書等」を選んだ場合は、2つめの書類は②のどれか1つ又は③の通帳の写しが正しい組み合わせとなります）

			1つめの書類						
			① 一時支援金業務委託契約等契約申立書 又は業務委託契約書等		② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し			③ 通帳の写し	
			どちらか1つ		どれか1つ				
			一時支援金 業務委託契約 等契約申立書	業務委託 契約書等	支払調書 の写し	源泉徴収票 の写し	支払明細書 (署名)の写し	通帳の写し	
2つめの書類	①	どちらか1つ	一時支援金 業務委託契約等 契約申立書			○	○	○	○
		業務委託 契約書等			○	○	○	○	○
	②	どれか1つ	支払調書 の写し	○	○				○
			源泉徴収票 の写し	○	○				
			支払明細書 (署名)の写し	○	○				○
	③	通帳の写し	○	○	○		○		

- 1つめの書類で「源泉徴収票」又は「給与に係る支払明細書（給与明細等）」を選んだ場合は①のいずれかが必須となります。（「源泉徴収票と通帳の写し」、「支払明細書と通帳の写し」の組み合わせによる申請はできません）
- ①の「一時支援金業務委託契約等契約申立書」と「業務委託契約書等」の2つを組み合わせで提出することはできません。また、②の「支払調書」と「源泉徴収票」と「支払明細書」の写しの中の2つを組み合わせで提出することはできません。
- どの組み合わせで提出いただく場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。（例：業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の「支払者」が同一等）

2.申請する（業務委託が行われたことを示す申立書）

①-1 一時支援金給付金業務委託契約等契約申立書（事務局様式）

作成した日付を記載して下さい。

年 月 日

一時支援金事務局 殿

署名

※契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記してください。

(申請者住所)
(申請者氏名)
(申請者連絡先)

(契約者住所)
(契約者の名称又は氏名)
(契約者連絡先)

一時支援金業務委託契約等契約申立書

●●（契約者の名称又は氏名）とその被雇用者ではない●●（申請者氏名）は、一時支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年又は2020年のうちいずれか基準年に該当する年にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立書に偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45条）各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）を行い、申請した場合は、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程における無資格受給又は不正受給に該当するものとします。

記

1 業務委託契約等の内容

2 業務委託契約等の期間

3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「基準年」とは、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第4条第1項第1号ハに掲げる、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年として、申請者が2019年又は2020年のいずれかから選択する年をいう。

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。
なお、契約者名が法人名又は屋号・雅号の場合、その代表者又は担当者の氏名も付記するものとする。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名を行うものとする。

【一時支援金業務委託契約等契約申立書】

申請者及び業務委託契約等の発注者が業務委託契約等を締結していたことを証する申立書（事務局が定める様式）で、契約を締結した当事者の署名があるもの。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（業務委託等の契約書）

①-2 業務委託契約等の契約書（業務委託契約書等）

業務委託契約書

株式会社A（以下「甲」という）と株式会社B（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結した。

（業務委託の内容）
第1条 甲は、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。
（1）〇の助言・指導業務
（2）〇に関する情報提供業務

（契約期間）
第2条 本件業務は、本契約締結日から平成〇年〇月〇日までとする。

（業務の対価）
第3条 本件業務の対価は、月額金額〇円とする。

（対価の支払条件）
第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月25日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

（業務の実施）
第5条 乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。

（善管注意義務）
第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。

（著作権の帰属）
第7条
1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用することができ、乙はこれを異議なく許諾する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。

（第三者の権利侵害）
第8条
1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利（以下「著作権等」という）に抵触しないよう留意する。
2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 A
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 B
代表取締役 〇〇 〇〇

契約を締結した当事者の署名があるもの。ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません

【業務委託契約書等】

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等

（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書（全ページ。様式は問いません。）で、契約を締結した当事者の**署名**があるもの（申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません）。

※ 申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限り（申請者が発注者の場合等は認められません）。

※ 業務委託契約等の契約内容が分からないもの（内容・期間・報酬の記載がない等）は認められない場合があります。

※ また、契約書の名称が「**雇用契約**」、「**労働契約**」、「**贈与契約**」など、明らかに**個人事業者としての事業活動によらない**と考えられる契約書については、**契約の内容にかかわらず認められません**。

※ 業務委託契約書等は、内容の確認に時間を要する可能性があります。

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※申請者住所、事務所所在地どちらも入力された場合、申請者住所宛てに発送します。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあること、予めご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ① 一時支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を**返還請求**を行います。
- ② 申請者の**法人名等の公表を講じることがあります。**
- ③ 不正の内容等により、不正に一時支援金を受給した**申請者を告訴・告発**します。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口

フリー
ダイヤル

0120-211-240

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※申請サポート会場等については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」を装った詐欺にご注意下さい

一時支援金 申請の手続

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

業務委託契約書等収入を証明する書類に係る不備

記名のみで、署名等が無い「業務委託契約等収入を証明する書類」は不備となります。



参考：署名のみの契約書画像



参考：記名・押印のある契約書画像



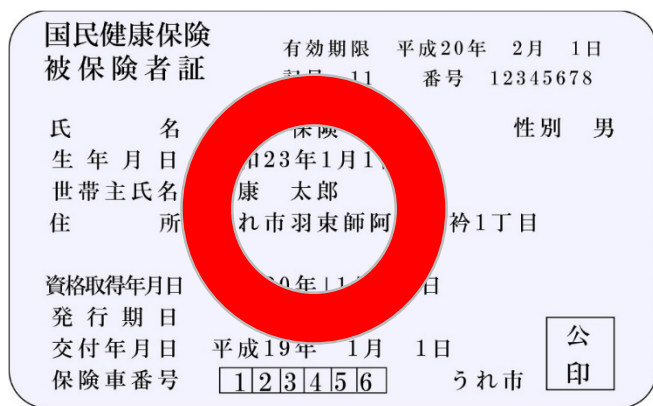
参考：記名のみの契約書画像

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

被扶養者・被雇用者が申請することに係る不備

本制度は、本業として事業活動をされており、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を、確定申告における主たる収入として、雑所得又は給与所得の収入により申告されている方が対象です。このため、**雇用契約に基づき、会社等に雇用されている方(具体的にはサラリーマン・パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方)**は給付対象外となります。原則として、被雇用者ではない旨は国民健康保険証をお持ちであるかどうかで判断しますが、**国民健康保険証をお持ちの方でも家族等の収入で生計を維持されている被扶養者は給付対象外**となります。



国民健康保険の加入月と売上減少の対象月の関係に係る不備

国民健康保険証の資格取得日より前に売上減少の対象月が指定されている

※申請者が選択した売上減少の対象月において、国民健康保険に加入されていない場合は不備となります

国民健康保険の資格取得日	売上減少の対象月	不備の有無
2019年4月1日	2021年1月	不備無し
2021年2月1日	2021年1月	不備有り

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

氏名表記に係る不備

申請画面に入力した氏名と本人確認書類に記載されている氏名が一致しない

本人確認書類 (例)	不一致理由	書類上の表記	入力画面の表記
個人番号カード	改姓	イチイ ジョブ	イチジシエン ハコ
在留カード	英字表記	ICHIJISHIEN JOBS	イチジシエン ショブス

【不一致理由が改姓の場合】

氏名表記の不一致理由が改姓の場合、旧姓及び新姓の分かる公的書類の添付が必要になります

【不一致理由が英字表記の場合】

本人確認書類記載の氏名が英字/外国語表記の場合、入力内容も同様にする必要がございます

銀行口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど)

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

口座を申請するときの入力例

不備内容	×誤った例	○正しい例
通帳に記載のない入力をしている	ICHIJISHIEN	イチジシエン
名義の後に「サマ」を入力している	シセジゴウ サマ	シセジゴウ
法人略語の相違 ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブシカイシャ	カ)
濁音で入力していない ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブシカイシャ	カブシカイシャ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字

数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
かな文字	アイエオ カククコ サシセリ タチツテ ナニネノ ヒフヘホ マミムメモ ヲヨ リルロ ワン
濁点・半濁点	ゝ っ
記号	¥ . () - / 「 」 スペース